

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組の推進に対する声明

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

わたしたちは、介護保険制度における財政的インセンティブ（動機づけ）措置の導入による悪影響を問題視しており、それに係る要件等については慎重に議論すべきであると考えております。そして、高齢者本人の意思を尊重した全人的（身体的・心理的・社会的）な自立支援を推進します。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」において、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進が重視されています。

財政的インセンティブの指標としては、第2回未来投資会議（2016年11月10日）にて要介護度を指標としたインセンティブ措置の導入が述べられているとともに、第5回未来投資会議構造改革徹底推進会合「医療・介護-生活者の暮らしを豊かに」会合（2017年2月20日）にて要介護度が指標として挙げられています。

加齢に伴う身体的機能の低下は誰もが避けることができない現象であるにもかかわらず、要介護度の改善や要介護認定率を評価尺度としたインセンティブあるいはディスインセンティブ措置は、要介護状態を悪とする偏見を助長するとともに、適正なサービス利用を阻害し、安心して介護サービスを利用できなくなる恐れがあります。

また、高齢者本人の意思に基づかない身体的自立に偏重した自立支援は、介護保険法の目的である高齢者の「尊厳の保持」に反することとなり、制度の根幹を揺るがすことになりかねません。2017年度に全国展開が予定されている「介護予防のための地域ケア個別会議」は、「多職種からの専門的な助言を得ることで、介護予防に資するケアプラン作成とそのケアプランに則したケア等の提供を行う」とされていますが、高齢者本人が不在のままに高齢者本人の意思に反して当該会議が行われるとすれば「介護保険制度の見直しに関する意見」で指摘されている「利用者に対する過度な強制」を強いることになりかねません。

自立支援は、高齢者本人の自己決定を前提とした全人的な取り組みであり、障害者の権利に関する条約における個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることと同様に、高齢者本人の意思に基づかない自立支援は、真の自立支援ではありません。

高齢者の「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」支援する自立支援を促進する施策の展開が図られることを強く要望します。

2017年4月7日

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌倉 克英